

「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の概要

1 目的（第1条）

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

2 対象施設（第2条）

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設

3 特定区域での設置（第6条）

次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 森林の伐採を伴う区域

森林法に規定する地域森林計画対象民有林

(2) 土砂災害が発生し、又は発生するおそれが高い区域

ア 地すべり防止法に規定する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 長野県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地

(3) 土砂災害等により、太陽光発電施設が損壊するおそれが高い区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

4 特定区域内での手続等（第7条～第23条）

(1) 景観を保全するための措置の検討

(4)の前に景観に配慮するために、景観の保全についての措置を検討しなければならない。

(2) 環境保全策の検討（環境配慮区域内の50kW以上の事業）

(4)の前に、特に環境配慮が必要な区域において50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事業区域周辺の環境に及ぼす影響について整理し、環境保全策を検討しなければならない。

(3) 事業基本計画の提出

許可を受けようとする者は、事業基本計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

(4) 地域住民等への説明

ア 事業基本計画説明会を開催し、事業基本計画書の内容を説明しなければならない。

イ 地域住民等から出された意見等については、誠実に回答するよう努めなければならない。

(5) 許可の申請

3の区域内に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。

(6) 許可基準等

ア 森林の伐採等を伴う区域

土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれがないこと。等

イ 土砂災害等が発生し、又は発生するおそれが高い区域

土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかなこと。

ウ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

想定される土砂災害等による施設の損壊等のおそれがないこと又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等への被害のおそれがないことが明らかであること。

エ 太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがある者等に該当しないこと。

オ 知事は、許可をしたときは、公表するものとする。

(7) 工事の届出

許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(8) 標識の掲示

許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間は、氏名又は名称等を記載した標識を掲げなければならない。

(9) 維持管理

ア 許可を受けようとする者は、太陽光発電施設及び事業区域内の土地（以下「太陽光発電施設等」という。）が土砂災害等発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること等の基準に適合した計画を作成し、知事に提出しなければならない。

イ 許可を受けた者は、作成した維持管理計画に従い、太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

ウ 許可を受けた者は、作成した維持管理計画及び維持管理の状況を公表しなければならない。

(10) 撤去の届出

許可を受けた者は、太陽光発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに知事に届け出なければならない。

(11) 許可の取消し

不正の手段により許可を受けたときなどは許可を取り消す。

5 特定区域外での設置（第24条）

3の特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

6 特定区域外での手続等（第25条～第28条）

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合にも、4の(1)から(4)まで及び(7)から(10)までの手続等を行う。

7 実効性確保（第29条～第33条、第39条）

(1) 報告徴収及び立入検査

知事は、必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができる。

(2) 勧告

知事は、4の(9)のイに従い維持管理を行っていないと認めるときは、土砂災害等の発生の防止及び周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。等

(3) 措置命令

知事は、(2)の勧告を受けた者が正当な理由なく措置を講じなかったときは、勧告に係る措置を講ずるよう命令をすることができる。

(4) 違反事実の公表

知事は、許可の取消し又は(3)の命令を行ったときは、当該命令を受けた者の氏名等を公表することができる。

(5) 罰則

許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者は、5万円以下の過料に処する。等

8 適用除外の特例（第35条・第36条）

地域脱炭素化促進事業で認定地域脱炭素化促進事業者から申出があったもの及び市町村条例により県条例の目的が達成されるときは、県条例の規定を適用しないことができる。

9 施行期日等（附則）

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

(2) 施行日前に設置に工事に着手した太陽光発電施設に必要な手続

令和6年9月30日までに知事への届出、維持管理計画の作成及び公表等をしなければならない。